

国際日本文化研究センター資料特別利用規則

平成23年11月17日 制定
令和元(2019)年 9月19日 一部改正

(目的)

第1条 この規則は、人間文化研究機構資料特別利用規程（以下「機構資料特別利用規程」という。）第6条第2項及び第10条に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が所蔵する資料の特別利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、特別利用とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資料の写真撮影（デジタル画像撮影を含む）、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影、模写、模造及び熟覧等（以下「写真撮影等」という。）
- (2) 写真原板、印画又はデジタル画像データ（以下「写真原板等」という。）の使用
- (3) 資料の複製（人間文化研究機構文献複製規程（人間文化研究機構規程第81号）及び国際日本文化研究センター情報管理施設文献複製規則（平成22年6月17日制定）で扱うものを除く。）、上映、テレビジョン放送等（以下「複製等」という。）

(特別利用の申請)

第3条 特別利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の特別利用申請書を提出し、許可を受けなければならない。

2 申請者は、特別利用を希望する資料について、センター以外の者が著作権、所有権を有する場合には、当該権者の同意を得ていることを示す文書を、特別利用申請書に添付し、申請しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、展示場等において一般の観覧者が個人使用の目的で資料の撮影を行う場合は、特別利用の申請及び許可の手続きを省略することができる。

(特別利用の許可)

第4条 特別利用の申請があった場合、所長はその利用の目的等を検討し、許可する場合は、必要な条件を付し、申請者に特別利用許可書を発行するものとする。

(特別利用の制限)

第5条 次に該当する場合には、特別利用を制限することができる。

- (1) 資料の保存に汚損等悪影響が生ずると認められる場合
- (2) 個人情報等を好ましくない用途に利用すると認められる場合
- (3) 著作権・所有権・肖像権等を侵害するおそれがあると認められる場合
- (4) 機関の事務処理に支障が生ずると認められる場合
- (5) 申請書の記載事項に著しい偽りがあると認められる場合
- (6) その他特別利用を許可することが適当でないとして認められる場合

(利用料)

第6条 特別利用を許可された者は、機構資料特別利用規程第6条別表第1、別表第2及

び別表第3に定めるもののほか、本規則別表第1及び別表第2に定める利用料を支払わなければならない。

(利用料の支払)

第7条 許可を受けた利用者は、所定の手続きにより利用料を支払わなければならない。

2 一旦支払われた利用料は、センターの都合により特別利用の許可を変更又は取り消した場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(利用料の免除)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、第6条、第7条の規定にかかわらず、利用料を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体、独立行政法人等が行う教育・学術研究・文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(2) 私立の学校、研究所の教育・研究の用途に供することを目的とする場合

(3) 公共性のある報道機関の事業で機関の広報普及に役立つと認められる場合

(4) その他所長が特に認める場合

(特別費用の負担)

第9条 特別利用に際し、特別な費用が発生する場合、その費用は申請者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの資料の特別利用に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元(2019)年10月1日から施行する。

別表第1

写真撮影等料金

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

区 分		料 金	
1 写真撮影	(1)単片フィルム	1点につき	4,400円
	(2)マイクロフィルム	1点(件)につき	
		50コマまで	4,400円
	50コマを超える場合は 50コマごとに	2,200円	
	(3)デジタル画像撮影	冊子資料の頁等を連続して撮影する場合は(2)に準ずる。それ以外の場合は(1)に準ずる。	
2 映画撮影(テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む。)		1点につき	5,500円
3 模写		1点1日につき	2,200円
4 模造		1点1日につき	2,200円
5 熟覧		1点1日につき	1,100円
6 その他		その都度定める	

- 備考 1. 単片フィルムによる写真撮影の場合は、作品1個につき同一状態でシャッター4回までを1点と数えるものとする。
2. 上記の利用に係る経費は、申請者の負担とする。
3. 1写真撮影(3)デジタル撮影以外の区分の料金は、機構資料特別利用規程第6条第1項別表第1に定める額を再掲。

別表第2

写真原板等使用料金

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

区 分	料 金
1 単片フィルム	1点につき 3,300円
2 マイクロフィルム	1点(件)につき 50コマまで 3,300円 50コマを超える場合は 50コマごとに 1,600円
3 デジタル画像データ	1点につき 3,300円
4 その他	その都度定める

- 備考 1. この表によることが不相当と認められる場合等、特に事情があると認められるときの料金はその都度定める。
2. 3 デジタル画像データ、4 その他以外の区分の料金は、機構資料特別利用規程第6条第1項別表第2に定める額を再掲。

別表第3

複製等料金

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

区 分		料 金
1 映画（ビデオを含む。）、スライド又は出版物の複製販売	(1)映画	販売価格（本体価格）×複製本数 ×5/100×110/100
	(2)スライド	
	(3)出版物	販売価格（本体価格）×複製本数 ×3/100×110/100
2 映画（ビデオを含む。）若しくはスライドの営利上映又はテレビジョン放送		上映契約者が第三者から徴収する上映料（本体価格）の×10/100×110/100
3 映画（ビデオを含む。）の一部抜焼き		1 分間あたり 5,500 円
4 その他		その都度定める

- 備考 1. 出版物とは、印刷物のほか電子媒体出版物を含むものとする。
2. 機構資料特別利用規程第6条第1項別表第3に定める額を再掲。